

京都府景観アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府、市町村、府民及び事業者が取り組む良好な景観の形成に関する活動を支援するため、良好な景観の保全、育成、創造及び活用について助言を行う者を京都府景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）として登録し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに適合する者（以下「登録適合者」という。）を景観アドバイザーとして登録することができるものとする。

- (1) 景観工学、ランドスケープ、都市計画・地域計画、建築、色彩・デザイン、緑地計画、造園、人文地理、観光等良好な景観の形成に関する分野において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（専修学校及び各種学校を含む。）で教育に従事している者又は従事した実績を有する者
- (2) 技術士、建築士等の前号の各分野に関する資格を有する者
- (3) 第1号に掲げる分野の専門的知識を活かし、良好な景観の形成若しくは保全に係る計画の立案又はこれに関連する業務若しくは活動を主たる立場で実施した実績を有する者
- (4) 前3号に掲げる者と同等の能力を有する者として特に知事が認める者

2 知事は、前項の登録を行おうとする場合は、登録適合者に対し、景観アドバイザー登録（更新）依頼書（別記第1号様式）により依頼し、景観アドバイザー登録承諾書（別記第2号様式）により承諾を得るものとする。

3 知事は、前項の承諾を得た場合には、景観アドバイザー登録決定通知書（別記第4号様式）により、登録適合者に通知するものとする。

4 前2項に定める手続のほか、登録適合者は、第1項の登録を行うよう知事に申請することができるものとする。

5 前項の申請は、景観アドバイザー登録（更新）申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

6 知事は、第4項の申請があった場合は、速やかに審査し、登録する旨を決定したときは、景観アドバイザー登録決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

7 知事は、景観アドバイザーの登録をしない旨を決定したときは、理由を付してその旨を書面で申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第3条 景観アドバイザーは、景観アドバイザー登録決定通知書（別記第4号様式）の記載事項の内容に変更が生じた場合には、速やかに京都府に報告するものとする。

(登録の更新)

第4条 景観アドバイザーは、登録又は登録の更新の日から5年目の年度末以内に更新しなければ、登録を取り消されるものとする。

- 2 知事は、第2条第3項により登録を行った者の更新を行おうとする場合は、登録者に対し、景観アドバイザー登録（更新）依頼書（別記第1号様式）により依頼し、景観アドバイザー登録更新承諾書（別記第2号の2様式）により承諾を得るものとする。
- 3 第2条第6項により登録を行った者の更新は、景観アドバイザー登録（更新）申請書（別記第3号様式）により行うものとする。
- 4 第2条第6項及び第7項の規定は、第2項の承諾及び前項の申請について準用する。
（景観アドバイザーの公表）

第5条 知事は、景観アドバイザーの氏名、専門分野、経歴等を景観アドバイザー登録簿（別記第5号様式）に登載するとともに、ホームページへの掲載等適当な方法により公表するものとする。
（登録の取消し）

- 第6条 知事は、景観アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。
- (1) 景観アドバイザー制度の趣旨に反する行為を行った場合、又は行うことが明らかである場合
 - (2) 第2条の登録において虚偽の申請をした場合
 - (3) 前条に規定される業務内容に違反する等、著しく不誠実であると認められた場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が登録の取消しを適当と認めた場合
（業務）

第7条 景観アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 京都府景観資産の保存及び活用が図られるよう助言を行うこと。
- (2) 景観府民協定を締結しようとする者及び景観府民協定に基づく取組を行う者に対して助言を行うこと。
- (3) 府民及び事業者が行う、良好な景観の形成に関する理解を深めるための学習会その他良好な景観の形成に関する活動（以下「学習会等」という。）に対して助言を行うこと。
- (4) 市町村が良好な景観の形成に関する施策について計画、実施することとなるよう助言を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

（派遣対象）

第8条 派遣対象区域は、府内の景観行政団体でない市町村の区域とする。ただし、京都府景観条例（平成19年京都府条例第15条）第27条第2項に規定する申出を行った市町村の区域は、派遣対象区域とする。

- 2 派遣対象となる学習会等は、前項の派遣対象区域を主たる活動区域とする自治会等の地域団体及びまちづくりに関する活動を行う特定非営利活動法人、市町村及び府の機関その他各種団体が開催するもので、次の各号のすべてに該当するものとする。
 - (1) 府内において開催されるもの
 - (2) 主として府民又は府内に通勤し、若しくは通学する者を対象とするもの
 - (3) 参加者が複数なもの
 - (4) 営利を目的としないもの

(5) 政治的活動又は宗教的活動の一環として実施されないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、景観アドバイザー制度の趣旨に合致するもの

3 前項の学習会等に係る会場費、印刷費等の開催経費は、申請者（次条第1項に規定する申請者をいう。）が負担するものとする。

（景観アドバイザーの派遣）

第9条 景観アドバイザーの派遣を申請しようとする者（以下「申請者」という）は、景観アドバイザー派遣申請書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合においては、景観アドバイザー派遣要請書（別記第7号様式）により、景観アドバイザーに対して業務の実施を要請するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて申請者と景観アドバイザーとの間で派遣日時、派遣方法等を調整するものとする。

3 知事は、必要があると認める場合においては、派遣箇所及び派遣回数を調整するものとする。この場合において、第7条第1号及び第2号に規定される業務について優先的に派遣することができるものとする。

4 知事は、派遣を決定した場合には、景観アドバイザー派遣決定通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（結果報告）

第10条 申請者は、事業終了後、景観アドバイザー派遣結果報告書（別記第9号様式）を知事に提出するものとする。

2 景観アドバイザーは、事業終了後、必要に応じて景観アドバイザー派遣追加助言書（別記第10号様式）を知事に提出できるものとする。

3 知事は、前項の景観アドバイザー派遣追加助言書（別記第10号様式）の提出を受けた場合においては、これを申請者に送付するものとする。

（費用弁済）

第11条 府は、景観アドバイザーに対し、予算の範囲内で旅費及び謝金を支給するものとする。

（庶務）

第12条 景観アドバイザーに関する庶務は、建設交通部都市計画課で処理するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、景観アドバイザーの登録及び派遣に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 26 日から施行する。